各位

# 公益社団法人調布市スポーツ協会 会 長 林 清 一

# 公益社団法人調布市スポーツ協会 令和6年度賛助寄附金について(お願い)

新緑の候,皆さまにおかれましては,ますますご清栄のこととお慶び申し上 げます。

調布市スポーツ協会は、昭和31年1月に調布市のスポーツの発展を願い発足し、32加盟団体約1万人の会員の協力を得ながら、調布市のスポーツ振興に努めています。

今回,新たに策定しました第2期中・長期経営計画では「スポーツのチカラは みんなのものだ!~スポーツで豊かなまちづくりに貢献する~」というビジョ ンを掲げ,年齢や性別,障害の有無を問わず,誰もがいつでも,いつまでもスポ ーツに親しめる環境の充実を図るとともに,スポーツを通じて社会の活性化に 努めてまいります。

従来から、事業運営経費は調布市からの委託事業の補助金や総合体育館指定 管理料を主としていただいておりますが、法人運営としての自己財源の確保が 課題となっており、ご支援をお願いする次第であります。

今後とも,調布市民のスポーツ振興に尽力する所存でありますので,趣旨に ご賛同いただける際は,ご支援,ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 1 賛助寄附金 1口 10,000円 ※口数につきましては、ご協力をお願いいたします。

## 2 賛助寄附金の使用目的

公益社団法人調布市スポーツ協会の公益目的事業及び法人運営にかかる経 費に充当させていただきます。

#### 3 振込先

下記口座へのお振込をお願いいたします。

口座 公益社団法人調布市スポーツ協会賛助会名義 【 シャ)チョウフシスポーツキョウカイサンジョカイ 】

銀行名	預金種目	店番号	口座番号
多摩信用金庫 調布支店	普通預金	0 0 9	2 1 8 9 4 7 4
みずほ銀行 調布支店	普通預金	261	1808643
三菱UFJ銀行 調布支店	普通預金	5 9 0	0793751
りそな銀行 調布支店	普通預金	7 6 9	3 5 1 5 9 9 6

- (1) 口座名義は、上記4銀行ともに同一名義となります。
- (2) 振込手数料につきましては、誠に恐縮に存じますが寄附者にてご負担をお願いいたします。

#### 4 所得税等の優遇措置

平成25年度より賛助寄附金に係る所得税等の優遇措置が講じられることとなりました。その内容等につきましては、別紙をご参照願います。

## 5 問合せ先

公益社団法人調布市スポーツ協会

HP https://www.chofucity-sports.or.jp/

TEL 042-481-6221

FAX 042-481-6226

E-mail taikyo@chofucity-sports.or.jp



調布市スポーツ協会 HP

〒182-0011 東京都調布市深大寺北町2-1-65 調布市総合体育館内

## 寄附金控除(賛助寄附金)所得等控除制度のご案内

### 1 寄附者が個人の場合

個人が公益社団法人調布市スポーツ協会へ寄附を行った場合には、寄附金年間合計総額(但し、総額が年間所得の40%まで)から2,000円を差し引いた金額が、その年の「所得」から控除され、所得税が軽減されます。

また, 住民税についても,

[寄附金年間合計総額(但し,総額が年間所得の30%まで)-2,000円]×控除率について控除されます。

控除率は、都道府県が4%、市区町村で6%です。(なお、住民税での控除が 適用されるには、自治体が条例で指定している場合に限ります。)

## 2 寄附者が法人の場合

法人が公益社団法人調布市スポーツ協会へ寄附を行った場合には、法人税における通常の「一般損金算入限度額」(※1)とは別枠の「特別損金算入限度額」

(※2)を上限として、以下の計算式で損金算入をすることができます。 なお、具体的な対応につきましては、国税庁ホームページを参照いただ。

なお, 具体的な対応につきましては, 国税庁ホームページを参照いただくか, お近くの税務署や税理士にお問い合わせください。

「損金算入限度額の計算方法」

(令和6年4月1日以降に開始される事業年度について適用されます。)

※1「一般損金算入限度額」

[(資本金等の額×当期の月数/12×0.25%)+

(所得の金額×2.5%)]×1/4

※2「特別損金算入限度額」

「(資本金等の額×当期の月数/12×0.375%)+

(所得の金額×6.25%)]×1/2

上記の※1,2の限度額は併用することができます。

#### 3 控除を受けるための手続き

(1) 個人の場合

納税地の税務署にて確定申告をしてください。確定申告書を提出する際には、公益社団法人調布市スポーツ協会の発行する「領収書」が必要になりますので、領収書は申告手続きまで大切に保管してください。なお、年末調整等では控除の適用はできません。

また,所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要ですが,所得税の確定申告をしない方は,市区町村に住民税の申告をしてください。

(2) 法人の場合

寄附支出日の属する事業年度の法人税の申告書提出の際に,申告書別表 14(2)寄附金の損金算入に関する明細書を添付し,公益社団法人調 布市スポーツ協会の発行する領収書は,保管してください。